

今月の経理情報

2008年 6月

今回のテーマ： **長寿（後期高齢者）医療制度**

平成20年4月より、老人保健法が改正され、原則として、75歳以上の高齢者を対象に長寿（後期高齢者）医療制度が開始されました。

1. 長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者

平成20年4月から長寿（後期高齢者）医療制度（以下、長寿医療制度）の対象となる被保険者は、原則として、次の（1）または（2）に該当する方をいいます。

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにつき「広域連合」（後期高齢者医療の事務を行うために都道府県ごとに設立された地方公共団体）の認定を受けた方

上記に該当する方々は、現在加入中の国民健康保険または被用者保険から脱退し、本制度に移行します。その際、一人ひとりに「後期高齢者医療被保険者証」が配布され、医療を受ける際にはこれを提示します。

2. 保険料の仕組み

長寿医療制度では、高齢者一人ひとりに保険料を賦課し徴収することとなります。

【保険料計算式】

$$\boxed{\text{1人あたり保険料額}} = \boxed{\text{被保険者均等割額}} + \boxed{\text{1人あたり所得割額}} \left(\text{被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率} \right)$$

被保険者均等割額や所得割率は、広域連合が、各都道府県の医療の給付に応じて2年ごとに条例で定めます。なお、所得の低い方については、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）され、高所得者の保険料の賦課上限額は年間50万円です。

3. 健康保険または共済組合の被保険者の「被扶養者」の取扱い

健康保険・共済組合の被保険者の被扶養者で、上記、「1.長寿医療制度の被保険者」の対象となる方は、長寿医療制度に加入することになり新たに保険料を支払わなければなりません。

ただし、加入後2年間に限り被保険者均等割の半額が軽減され、所得割額は全額免除されます。さらに暫定措置が設けられ、均等割額は平成20年4月から9月までは、上記の取扱いに関わらず保険料負担が凍結され、平成20年10月から平成21年3月までは9割軽減されます。

4. 医療の給付内容

給付については、平成20年4月から新たに創設された高額医療・高額介護合算制度を除いて、現行の老人保健制度および国民健康保険制度の給付内容と同一です。

お見逃しなく！

平成20年4月以降、健康保険の被保険者であった方が長寿医療制度の対象に該当することとなった場合、社会保険事務所または健康保険組合より、被保険者情報等をあらかじめ印字した資格喪失届または被扶養者（異動）届等が、会社宛に送付されます。

担当者は届出書等の内容を確認の上、健康保険被保険者証を添付し、社会保険事務所または健康保険組合に喪失等の所定の届出をしなければなりません。